

平成18年度第1回平塚市地域包括支援センター運営協議会会議録

平成18年8月2日（水）
午後1時30分～午後3時
平塚市中央公民館3階大会議室

出席者

（出席委員）

佐々委員 馬場委員 小椋委員 田中委員 荒井委員 鈴木委員 今井委員
古尾谷委員 山田委員 井澤委員 山口委員 船水委員

（12人出席 國安委員 欠席）

（事務局）

神谷担当部長 大野高齢福祉課長 岸課長代理 桐山課長代理 栗田主査
加治屋主査 佐倉主事 遠藤主事補

開会

- 1 委嘱状の交付
- 2 担当部長挨拶
- 3 委員自己紹介
- 4 会長及び副会長の選出

<事務局> 会長及び副会長の選出に移りたいと思います。会長及び副会長の選出については平塚市地域包括支援センター運営協議会運営要綱第5条の規定により会長及び副会長については委員の互選により定めることとなっております。そこで事務局から会長及び副会長の選任について、ご提案がございます。委員の構成につきましては、被保険者代表の方々と学識経験者も含めた公益代表の方々の2つに分けることができますので、つきましては会長を公益代表及び学識経験者の方々から選出し、副会長を被保険者代表の方々から選出させていただきたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

<委員> 異議なし。

<事務局> それでは異議がないようですので、学識経験者及び公益代表の方々と、被保険者代表の方々に別々に協議していただいて、会長、副会長をご選任いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

（委員間協議）

<事務局> それでは、平成17年度の平塚市地域包括支援センター準備委員会の前会長から協議の結果を報告していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

<前会長> ただいまの会長、副会長の選任につきまして、協議の結果をご報告いたします。会長に古尾谷勉委員、副会長に佐々節子委員を候補者として推薦いたします。

<事務局> ただいま、ご報告がありましたとおり、会長に古尾谷委員、副会長に佐々委員を選任することにご異議ございませんか。

<委員> 異議なし。

<事務局> 皆様のご賛同を得ましたので、古尾谷委員を会長に、佐々委員を副会長に決定いたします。

(会長、副会長より挨拶)

5 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており平塚市地域包括支援センター運営協議会運営要綱第6条第2項により会議は成立。また、会議の傍聴者はなし。

(1) 報告1 平塚市地域包括支援センター事業報告について

<事務局> 資料「平成18年度平塚市地域包括支援センター事業報告(4～6月)」に基づいて説明

《質問・意見》

<委員> 事業報告書の総合相談(1)相談件数・相談経路の表中の延べ欄の数字がその上段の数値と合わない点と、(5)処遇内容の表中の予防プラン作成の数値と内訳2の予防プラン作成の内訳の数値が合わない点について説明をお願いします。

<事務局> 例えば新規でAさんという方の相談があり、その相談が1回で終わらない場合で、その後も何度も相談があったり、訪問に出かけたりという場合において、その回数については延べの欄に加算しています。新規の件数については、新規実数に加算しているので、実数と延べの数値は相違します。2点目の予防プラン作成についてですが、予防プラン等の相談があった場合の数を記載しています。ここで掲載している数値については実際にプラン作成に至らなかったが、相談は受けて対応はしたという件数も含まれています。

<委員> 相談内容の表中の保健・医療の数値の部分の具体的な内容といったものについて説明してください。

<事務局> 一般的な健康相談や、医療機関などについての相談なども含めた数値となっていますので、内容的にはかなり幅広い内容になっています。

<委員> 地域包括支援センターでの相談業務なども含めた様々な業務については3人で対応しきれているのでしょうか。

<事務局> 地域包括支援センターの職員が不在の場合においても、センターを設置している社会福祉法人の職員で対応しています。また夜間においてもオンコールにより地域包括支援センターの職員へ連絡して対応しています。

<委員> 高齢者の虐待の防止についてはいかに早く発見するかにかかっていますが、早期発見についての報告などについてはどのように対応していますか。

<事務局> 高齢者についての虐待防止法については、今年の4月から施行していますが、地域包括支援センターにおいてもネットワークを作っていくために、各地域包括支援センターとの間でも話し合いを進めています。その他、市全体でも虐待の早期発見や実際の対応についてのネットワーク作りについて検討している段階です。

<委員> 虐待を発見した場合において民生委員は立ち入りなどについて制限がありますが、そういった場合にはどのように対応していくのでしょうか。

<事務局> 例えば、日々の生活の中で民生委員に定期的に様子を見てもらい、またデイサービスセンターを利用している方については、そのセンターの職員の方に入浴や着替えるときにお体などを確認してもらい、地域包括支援センターや市へ連絡してもらいます。その後の対応についても、地域包括支援センターの職員や地区の社会福祉協議会の方、市職員と一緒に見守っていきます。対応についてはそのケースごとに対応をしていきます。

<事務局> 続いて資料「平塚市地域包括支援センター担当者連絡会等の報告（4～6月）」について報告。

(2) 議案1 介護保険認定調査の委託について

<事務局> 資料「要介護認定等の実施について」に基づいて説明

<会長> 意見がなければ本件について拍手をもって承認いたしたい。

<各委員> 拍手

<会長> 各委員の拍手をもちまして、本件については承認いたします。

(3) その他

<事務局> 資料「介護予防事業実施予定」について説明

《質問・意見》

<委員> 口腔機能の向上についての事業については、表の中の介護予防運動教室お体はつらつ教室だけでしょうか。特定高齢者になる以前の一般高齢者に対しても、口腔機能の向上のための機能訓練については何らかの事業を実施するのでしょうか。

<事務局> 高齢者にとっては食べること飲むことが基本となっていて、口腔機能の向上については、栄養改善の前の大事な事業だと思っています。特定高齢者への介護予防事業の実施については、事業者が2事業者だけだったので2事業者で実施していきます。一般高齢者については地域に根ざした運動教室などで取り組んで実施していき、高齢者学級や地域で実施している教室などにもPRしていく予定です

<委員> これは提案なのですが、介護予防事業の実施について効果を是非やっていたきたい。2点目としては、事業報告の中でいろいろな数値が出ているが、相談件数などのところで、具体的な相談内容なども掲載してもらえると、地域包括支援センターの事業内容などもよく分かってくるのではないかと思います。

<会長> 事務局から他に何かありますか。

<事務局> 次回の平塚市地域包括支援センター運営協議会の開催については、

10月下旬を予定しています。

閉会

以上